

安芸太田町障がい者活躍推進計画

機関名	安芸太田町議会事務局
任命権者	安芸太田町議会議長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
安芸太田町議会事務局における障がい者雇用に関する課題	安芸太田町議会事務局においては、職員総数が 2 人程度の小規模な機関であり、障害者任免状況通報の対象外となっている。 職員の募集・採用は町長部局で実施しているが、人事異動等を踏まえ、町長部局等と連携が必要である。 障がいのある職員が、特性や個性に応じて能力を有効に発揮でき、全ての職員が活躍できるよう、更なる体制整備やキャリア形成を見据えた各種取組が必要であると考えている。
目標	
① 採用に関する目標	○ 職員は、安芸太田町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。
② 定着に関する目標	○ 不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法） 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	○ 職員は、安芸太田町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、障害者雇用推進者は町長部局の推進者である総務課長に委任する。 ○ 町長部局の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）との連携、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ 所属長との人事評価面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○ 中長期的なキャリア形成に関する本人の希望を面談等により把握し、その内容や各職種で求められる技能等も踏まえた職務選定を行う。
4. その他	○ 障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。